

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-139
処分の種類	組合の処分の取り消し			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第125条第3項			
処分の概要	組合が法第125条第1項又は2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計が法律若しくは行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対して、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずる			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、また極めて異例の措置であるため基準の具体化が困難である)			
基準の制定根拠	—			